

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500801号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月5日

私は、C社(現在は、D社)から、平成17年7月1日付けでグループ会社のA社へ出向したが、請求期間に支払われた賞与の記録が漏れているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

D社から提出された在職証明書及び従業員名簿並びに同社の人事担当者の回答及び陳述により、請求者は平成17年7月1日付けでC社からA社へ転籍出向していることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者は、平成17年7月1日にC社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、平成17年7月については、A社の厚生年金保険被保険者期間に含まれることになる。

しかしながら、D社及び同社の人事担当者は、請求期間当時の賞与の取扱いについて、グループ会社の従業員の給与・賞与の計算は全てC社で行い、計算結果を各グループ会社へ渡し、それぞれの会社において支払うこととなっていた。本来は、賞与支給対象期間(平成16年10月1日から平成17年3月31日まで)に係る支払額の計算と支払手続を平成17年6月30日までに終え、請求者の出向先であるA社から賞与を支払うべきであったが、同年7月5日にC社が誤って支払い、当該賞与に係る費用の振替処理等を行っていない旨回答及び陳述していることから、当該賞与は、A社から支払われたとは認められない。

また、請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書によると、49万5,000円の標準賞与額に相当する賞与(49万5,382円)の支払いを受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万4,487円)の控除額が記載されているが、厚生

年金保険法第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されていることから、C 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失後に同社から支払われた賞与については、保険料賦課の対象とはならない。

このほか、請求期間の賞与が A 社から支払われたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間の賞与が A 社から支払われたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。